

2020年4月15日
更新 2020年4月20日

会 員 各 位

日本公認会計士協会

新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項（その3）

当協会は、新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項を順次公表している。今般、金融庁から「[新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた有価証券報告書等の提出期限の延長について](#)」が2020年（令和2年）4月14日に公表され、また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）から[共同声明「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査及び株主総会の対応について](#)」（以下「共同声明」という。）が同年4月15日に公表されたことを踏まえ、これに関する留意事項を「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項（その3）」として取りまとめた。

なお、当協会から本日付けで、[会長声明「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」からの声明について](#)」を発出しているので、併せて参考にされたい。

1. 有価証券報告書等の提出期限の延長について

先述のとおり、金融庁から「[新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた有価証券報告書等の提出期限の延長について](#)」が公表されている。

具体的には、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等を改正し、企業側が個別の申請を行わなくとも、一律に本年9月末まで延長することとされており、対象は、有価証券報告書のほか、四半期報告書、半期報告書及び親会社等状況報告書を想定されており、例えば、次のようになると考えられる。

(金融商品取引所に上場されている有価証券(特定有価証券を除く。)の発行会社)

決算期	開示書類	期限	延長後の期限
2020年3月期	有価証券報告書	当該事業年度経過後三月以内(2020年6月末) (金融商品取引法第24条)	2020年9月末まで
2020年12月期 第1四半期 (2020年3月末)	四半期報告書	当該各期間経過後四十五日以内 (2020年5月15日) (金融商品取引法第24条の4の7)	同上
2021年3月期 第1四半期 (2020年6月末)	四半期報告書	当該各期間経過後四十五日以内 (2020年8月14日)	同上

「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正は、今後金融庁から公表される予定であり、今後の正式な改正の通知に留意されたい。

(2020年4月20日追記) 金融庁より「[企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令](#)」が2020年4月17日付けで公布され、同日から施行されている。これにより、2020年4月20日から9月29日までの期間に提出期限が到来する有価証券報告書等に関し、一律に2020年9月30日まで提出期限を延長することとされている(財務局長等へ個別に申請を行う必要はない。)

2. 会社法計算関係書類の監査について

当協会も構成員として参加した連絡協議会から発出された共同声明では、企業の従業員や監査業務に従事する者等の安全確保に十分な配慮を行いながら、例年とは異なるスケジュールも想定して、決算及び監査の業務を遂行していくことが求められることが認識されている。

会社法の計算関係書類の定時株主総会における報告は、例年とは異なるスケジュールとして、以下の二つの方法が考えられている。

- ① 定時株主総会の基準日を変更した上で、延期後の定時株主総会において報告する方法
- ② 当初予定した時期に定時株主総会を開催し、続行(会社法第317条)の決議を求めた上で、計算書類、監査報告等については、継続会において報告する方法

この場合、企業及び監査法人においては、安全確保に対する十分な配慮を行った上で決算業務、監査業務を遂行し、これらの業務が完了した後直ちに計算書類、監査報告等を株主に提供して株主による検討の機会を確保するとともに、当初の株主総会の後合理的な期間内に継続会を開催する。

具体的な監査スケジュールは、被監査企業と十分に協議をした上で、合意を得て進めることが必要と考えられる。

以 上